

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率を公表いたします。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.9%	—
(15.0%)	(20.0%)	(25.0%)	(350.0%)

備考

(1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。

(2) 早期健全化基準を括弧内に記載。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を公表いたします。

特別会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	—
病院事業会計	—
農業集落排水事業会計	—

備考

(1) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。